

災害等に関する被害状況の開示について

日本アコモデーションファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、災害等に関する被害状況の開示を原則として下記のとおり実施します。

記

ウェブサイトを利用した速報

- 本投資法人の運用資産が所在する地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合または特別警報が発表された場合は、被害の有無に拘わらず、運用資産の状況を速やかにウェブサイトにおいて開示します。
- そのほか、本投資法人の運用資産について、以下の事象が発生した場合で、かつ運用状況に重要な影響を及ぼす被害等が確認された場合は、その被害状況を速やかにウェブサイトにおいて開示します。

風雨等	運用資産が所在する市区町村において、記録的短時間大雨情報が発表された場合、または瞬間最大風速 50m/s 以上の暴風発生を確認した場合
火災	運用資産において、火災が発生した場合
停電	運用資産において、長期の大規模停電が発生した場合
事件・事故	運用資産に関係する事件・事故が発生し、テレビ・ラジオ・新聞・ウェブポータルにて報道された場合

TDnet（適時開示情報伝達システム）を利用した金銭的損害の開示

- 速報後、本投資法人の運用資産について、予想分配金対比 1%以上の金銭的損害（物的損害、補償及びその他想定される全ての損害で、会計上費用処理されるものに限られません。）が見込まれる場合、その損害状況の全容が概ね判明した時点で、速やかに TDnet を利用した適時開示を行います。

本基準は、災害等の発生状況を鑑みて弾力的に改定されるものであり、今後予告なく変更される場合があります。

以 上